平成２２年（フ）第５２１号
奈良県大和高田市蔵之宮町12番22号
債務者　田中　一美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
奈良県橿原市川西町88番地　県住Ａ８―104号
債務者　木谷香奈子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
奈良県大和高田市礒野新町２番１―405号
債務者　下重　吉秋
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
奈良県橿原市久米町844番地の２　ベネッサ橿原603号
債務者　山本　英介
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
奈良県橿原市十市町409番地　サンシャイン橿原205、前住所奈良県北葛城郡上牧町滝川台２丁目６番11号
債務者　山口　年久
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
奈良県北葛城郡上牧町服部台４丁目７番40―６号
債務者　吉田　年明
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
奈良県北葛城郡上牧町服部台４丁目７番40―６号
債務者　吉田　惠子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
埼玉県所沢市南住吉22番18―416号　ワコーレ所沢、前住所東京都杉並区高円寺北３丁目１番10号　アーバ・ヒルズ高円寺403
債務者　荒川　　徹
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５０号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目12番13号　メゾン手嶋101
債務者　萩原　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１２号
埼玉県所沢市小手指南４丁目８番地の１
債務者　原田　　寛
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０号
北海道根室市宝林町１丁目30番地　高屋敷アパート１Ｆ
債務者　松本　大地
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第３３９号
愛知県豊橋市神野新田町ホノ割28番地、住民票上の住所青森県平川市碇ヶ関湯向川添52番地６
債務者　柴田　光昭
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５４号
愛知県新城市石田字東金国11番地
債務者　鈴木　　忍
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６１号
愛知県蒲郡市形原町西上野22番地６
債務者　小林　勝美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７１号
愛知県豊川市一宮町豊60番地の１　フレグランスゆたかＣ―201号、住民票上の住所愛知県新城市作手清岳字ムカイ田14番地７
債務者　権田　友美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９５１号
栃木県佐野市高萩町637番地13　シティーハイム101号、前住所栃木県佐野市免鳥町115番地３
債務者　上岡　健一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係